

大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申（案）

平成20年2月15日

消 防 審 議 会

平成19年12月13日付けで諮問のあった「大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方」について別紙のとおり答申する。

平成20年2月15日

消防審議会会長

吉 井 博 明

消防庁長官

荒 木 慶 司 殿

大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申

1. 基本的な考え方

近年、我が国においては、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生が切迫性が指摘されている。政府の地震調査研究推進本部によれば、今後30年以内にマグニチュード8程度の地震が発生する確率は、東海地震で87%、東南海地震で60～70%程度、南海地震で50%程度と予想されている。

また、阪神・淡路大震災で教訓が得られたように、我が国には、陸域において約2,000もの活断層が確認されており、こうした活断層の活動によって引き起こされる強い地震が、全国いつ、どこで起こるかわからない状況にある。もはや我々は、こうした地震を「万が一」のものではなく、まさに目の前に迫りつつある危機として受けとめなければならない。

そして、これらの大規模地震が発生した場合には、国家予算を超える規模もの甚大な被害が予測されている。例えば首都直下地震の被害については、中央防災会議が、死者数11,000人、全壊85万棟、経済損失112兆円と試算しているが、こうした大地震が発生した場合に被害の最小化を目指すという観点から、消防防災体制のさらなる強化が不可欠である。

これまでも、本審議会においては、平成17年度の「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」、平成18年度の「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保に関する答申」により、大地震等の大規模災害に対応しうる消防防災体制の強化を求めており、これを受けて消防庁においては消防組織法あるいは消防法の改正により着実に対策を講じているところである。

しかしながら、第169回国会における総理大臣施政方針演説に「自然災害時の犠牲者ゼロを目指す」とあるように、国民の安心・安全の確保は国家の基本的な責務であり、今後もなお一層の充実を図るべき最優先の課題であると言っても過言ではない。本審議会においても、安心で安全な生活を求める国民の要請が高まっている今、切迫する大規模地震に備えるため、各般にわたり、なお一層の消防防災体制の強化が必要であると考えて

いるが、当面の緊急課題として消防庁長官から諮問があった危険物施設の事故防止対策のあり方、及び緊急消防援助隊の効果的な運用等のあり方について審議してきたところ、大要以下の結論に達したのでここに答申する。

2. 危険物施設の事故防止対策のあり方について

【現状と課題】

(1) 危険物事故の動向について

危険物施設における危険物の流出事故は平成6年までは減少傾向を示していたものの、この年を境に増加傾向に転じ、平成18年中に発生した火災・流出事故件数は、平成6年と比べると火災が約2倍、流出事故が約2.2倍となっており、特に危険物が大量流出する可能性がある500KL以上の大型屋外タンク貯蔵所に限定するとその流出事故は6倍となっている。

こうした危険物施設の事故が発生する原因は、腐食等劣化によるものが流出事故全体の3割強を占めており、近年の増加傾向は、施設の老朽化の進展に大きく関係しているものと考えられる。特に、流出事故が著しく増加している500KL以上の屋外タンク貯蔵所の約8割は昭和52年以前に設置されたものであり、また給油取扱所の地下貯蔵タンクについては、その多くが設置後30年以上経過している実態にある。

このように危険物施設の劣化が進む中、近年切迫性が指摘されている大規模地震が発生した場合には、危険物施設から危険物が流出する事故や屋外タンク貯蔵所の浮き屋根が破損する事故が起こり、さらにはそれに起因する大火災や大爆発が発生する可能性が高まっているといえる。

現に、危険物施設の事故の記録をさかのぼれば、昭和53年の宮城県沖地震において、屋外タンク貯蔵所から石油類が大量流出した事故が発生したほか、最近においては、平成15年の十勝沖地震において、屋外タンク貯蔵所の浮き屋根の破損・沈下を契機に44時間にもわたり燃焼する火災が発生した。また、阪神・淡路大震災の際の兵庫県における流出事故発生率は、平成18年一年間の全国の流出事故発生率の約10倍となっている。

これまで消防庁においては、こうした地震時における被害実態も踏まえ、危険物施設の技術基準の改正などを行い、施設の耐震強化など安全対策を

講じてきたところであるが、昨年発生した新潟県中越沖地震にあっても、柏崎市内の約1割にも及ぶ危険物施設で流出・破損等の事故が発生している。

大地震の発生が避けられない状況にあって、危険物施設に起因する大災害発生の可能性を少しでも低減させるとともに、仮に何らかの災害が発生してしまった場合の被害を最小限に抑えるため、一步間違えば大火災につながりかねない流出事故や破損事故などの芽をあらかじめ摘むための対策を平時から講ずることが必要と考えられる。

（２）危険物事故に対する調査体制について

事故防止対策の第一歩は、それぞれの事故原因を精確に調査し、その結果を踏まえて、危険物施設の技術基準の見直しや施設点検技術の向上など、的確な事故防止対策につなげることである。しかしながら、現行の消防法においては、消防機関による火災原因調査の制度はあるものの、火災に至らない危険物施設における流出等の事故に対する原因調査の制度がない。

こうした中において、現状は、それぞれの消防機関において、火災予防を目的とした一般的な調査権限（資料提出命令権、立入検査権等）を行使することで、事実上事故原因の概要の把握に努めてはいるものと思われるが、火災の場合に実施されているような科学的見地からの原因究明に必要な措置、例えば、事業者に対して、事故の原因となったと思われる部材の提出を求めることや、事故発生時の状況の写真やビデオ映像の提出を求めることなどについては、法的な根拠が明確になっていないため、精確な原因調査を行うことが困難な実態にある。

また、火災原因調査については、各消防機関の調査技術を高めるため、消防大学校や各都道府県等の消防学校において消防職員向けの研修講座を設けるとともに、各種の書類作成要領、調査実施要領等をまとめたマニュアル類も整備されているが、危険物施設における流出等の事故については、専門的知識を備えた消防職員を育成するための取組が十分ではない状況にある。もちろん、このことは、法制度が整備されていないがゆえに、取組の動機が働かないということも大きな要因であろう。

さらに、危険物の流出量や負傷者の発生状況等により、危険物施設における流出等の事故調査は、消防機関のみならず、都道府県、警察機関、労働基準監督署等の関係行政機関も実施する場合があるが、事業者側からは、効率的な事故調査を実施するため、関係行政機関の連携の強化が求められている。

【対応の考え方】

上記の現状と課題を踏まえ、危険物施設における流出等の事故及びそれに伴う火災発生の未然防止、あるいは大地震発生時における減災を図るため、危険物施設における流出等の事故の原因を効果的・効率的に究明できるような制度及び体制を整備することが必要である。

その際、調査制度の仕組みとしては、火災原因調査の制度を参考として考えることが適当である。具体的には、事故原因の調査を行うための、関係のある者への質問権、事故関係者への資料提出命令権、事故関係者からの報告徴収権及び関係のある場所への立入検査権といった権限を調査主体に付与することが妥当である。

また、調査主体として、原則は日常的に消防活動を行っている消防機関が行うこととするものの、要請があった場合には、消防庁長官が調査を行うことができるようにすることが必要である。

火災原因調査においても、産業の高度化に伴い、大規模・複雑な火災が頻発する中にあって、その原因究明は高度の科学的知識が必要とされ、またこれらの火災が人心に与える影響も少なくないことから、国の責務として、消防庁長官が調査を実施できることとされており、実際にここ近年、調査結果が技術基準等の見直しに直結する例は多い。危険物施設における流出等の事故についても、技術基準への速やかな反映等が期待される事情は同様であると考えられる。

また、こうした制度改正とあわせ、消防庁及び消防機関は、調査の体制についても整備を図ることが必要である。中でも、全国の消防機関に対する教育のあり方として、効果的・効率的な調査が確実に実施できるよう事故原因調査マニュアルを整備するとともに、消防大学校及び各都道府県等

の消防学校は、消防職員の調査能力・調査技術の向上を図るため、上記マニュアルを活用した教育カリキュラムの整備・充実を図ることが必要である。

併せて、消防機関が調査を実施するに当たっては、事業者の経済活動にも十分配慮することが望まれる。消防庁及び消防機関は、事故原因調査マニュアルを有効に活用することで効果的・効率的な調査を行うとともに、関係行政機関との連携についても、日頃から留意すべきである。

さらには、調査結果をその後の対策に活かすためには、関係機関間の情報共有も重要である。現在、消防庁において整備されている危険物事故データベース（注1）について、内容の充実を図り、消防庁、消防機関、危険物保安技術協会等の関係団体、業界及び学会が一体となって活用できる仕組みを構築し、産官学が一体となった事故防止策を講じて、切迫性が指摘される大規模地震に備えるべきである。

3. 緊急消防援助隊の効果的な運用等のあり方について

【現状と課題】

（1）緊急消防援助隊の機動力について

緊急消防援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、迅速で効果的な消防の広域応援のために創設された仕組みである。平成16年4月からは、消防組織法の一部改正により、法律に基づく部隊として位置づけられている。緊急消防援助隊は、消火、救助、救急、後方支援、航空等の10種類の部隊から構成され、平成19年4月現在で、3,751隊が登録されているところであるが、現在、大規模災害等への対応力を一層強化するため、平成20年度までの登録目標を4,000隊規模として計画的な増強を図っている。

これまで、平成8年12月の蒲原沢土石流災害を始め、平成12年3月の有珠山噴火災害、平成15年9月の十勝沖地震、平成16年7月の新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害、同年10月の新潟県中越地震、平成17年4月の兵庫県尼崎市列車事故、さらに昨年は、3月の能登半島地震、7月の新潟県中越沖地震と2度の大規模地震を含めて4回出動している。これ

ら災害への出動回数は、現在まで計20回を数え、人命救助活動等において大きな成果を上げている。

一方、緊急消防援助隊の制度面に目を向けてみると、緊急消防援助隊は、消防組織法の規定により、原則として、災害発生市町村の属する都道府県知事が消防庁長官に対して消防の応援を要請した場合に、消防庁長官が他の都道府県の知事又は市町村長に対して指示又は求めを出すことにより出動することとされている。そして出動後は、受援市町村長の指揮の下に行動することとされている。このため、緊急消防援助隊が被災市町村をまたがって移動して活動することは現行の法制度上想定されていない。

しかしながら、実際に、過去の災害では、迅速な救助活動を実施するため、平成16年の新潟県中越地震において、長岡市妙見堰の土砂災害現場において母子の乗車した車両が生き埋めになっていることが判明した際、小千谷市において警戒活動等を行っていた部隊が長岡市に移動して救助活動に従事した例がある。また、同年の新潟・福島豪雨災害においても、見附市や中之島町で活動していた部隊が、三条市に移動して活動を行っている。ただし、先述のとおり、こうした部隊移動に関する仕組みは現在、法制度上整備されておらず、部隊を移動させる権限の所在が明確でなかったのが実情である。今後の災害において、このような曖昧な形で緊急消防援助隊の部隊移動を続けることは、部隊の移動に関する責任の所在が不明確であるだけでなく、危険性の高い被災地で活動する緊急消防援助隊の安全確保の面からも大きな問題があり、早急に対応を行う必要がある。

また、都道府県内の部隊移動について消防庁長官を通すこととなれば迅速・円滑な移動という観点から支障があること、東海地震等の大規模災害の発生を想定した場合、投入できる部隊の数には限りがあることから、緊急消防援助隊を同一都道府県内、あるいは都道府県をまたいで適切に移動させ、効果的・効率的に活動に従事させられるような制度を整備しておく必要はさらに高いと考えられる。

(2) 消防庁長官による出動指示の要件について

平成16年に緊急消防援助隊の法制化を行った際、大規模災害への国家

的な対応の必要性から、消防庁長官の緊急消防援助隊に対する出動の指示の規定が設けられた。消防庁長官が出動指示を出せる災害の種類として、大規模な自然災害の場合と毒性物質発散等の特殊な災害（NBC災害）の場合があるが、このうち自然災害については、東海地震等特定の大規模地震であって、二以上の都道府県に及ぶものに要件が限定されている。

1. で述べたとおり、我が国は、活断層の活動によって引き起こされる強い地震に見舞われる危険性は、全国のいたるところにあるといえる。こうした活断層を含む地震被害想定が既にいくつかの活断層において行われているが、この中には、一の都道府県内において局地的に甚大な被害が発生すると想定されているものもある。

こうした現状に置かれている中で、被害が二以上の都道府県にまたがらない限り、緊急消防援助隊の出動を指示することができない現行の仕組みが妥当かどうか検討する必要がある。

【対応の考え方】

（１）緊急消防援助隊の機動力について

災害状況の変化に応じて各被災市町村に応援消防力を迅速・的確に投入する場合、新たな応援部隊の出動を求めることが適切な状況であればこれによるが、これにより難しい場合も想定されることから、既に出動し被災市町村で活動中の部隊を、別の被災市町村に移動させる法律上の仕組みを整備すべきである。このことにより、部隊運用の選択肢が増え、迅速・的確な応援消防力の投入による効果的な消防活動が期待できる。

その際、部隊配備（注２）の主体は、都道府県内の市町村をまたぐ部隊配備については、都道府県内の広域的な災害対応責任を有し、かつ、都道府県内の災害状況を詳細に把握することができる都道府県知事とすることが適当である。都道府県知事にあっては、現行制度においても、災害等の非常事態が生じた場合、都道府県内の市町村長等に対して災害防御のための必要な指示を出す権限を有しているが、他の都道府県の消防職員等から構成される緊急消防援助隊が市町村をまたがって移動するような場合には、こうした権限も及ばないと考えられるため、部隊配備のための新たな権限

が必要になるものであろう。なお、都道府県をまたぐ場合にあっては、二以上の都道府県に及ぶ調整となることから消防庁長官とすることが適当である。

併せて、部隊配備の手続きの検討に当たっては、市町村長の指揮権との調整を図ること、現場活動中の消防職員が混乱しないように明確なものとする、応援市町村長の意見が反映できる仕組みとすることなどが必要である。

また、こうした被災地間の部隊配備を迅速かつ円滑に行うためには、都道府県知事の権限行使を支える体制の整備も必要と考えられる。緊急消防援助隊が出動する現場では、活動に関する具体的な調整を被災市町村消防本部、県内相互応援消防本部及び緊急消防援助隊の間で行うことが必要となる。さらには、緊急消防援助隊が出動するような大規模災害の場合には、自衛隊・警察・医療機関などの関係機関が同時に活動することが多いが、活動箇所が重複しないようにするなど効率的に人命救助活動等を行うためには、これらの機関との情報交換も行わなければならない。

こうした点を踏まえれば、緊急消防援助隊の活動に当たって、被災地の情報収集や関係機関との連絡調整などを効率的に行うことができるよう、消防関係機関の窓口を担うような組織を設置することが妥当であろう。

(2) 消防庁長官による出動指示の要件について

先に述べたとおり、日本国内には多くの活断層があり、強い地震に見舞われる危険性は全国いたるところにあることから、自然災害の被害の及ぶ範囲が一の都道府県に限られる場合であっても、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示できるようにするため、その要件を緩和することが必要である。

4. おわりに

以上、平成19年度の消防審議会としては、大規模地震に備えた消防防災体制を整備するための方策として、危険物流出等の事故原因調査をより効果的に実施できるようにすること、及び緊急消防援助隊の機動力の強化

を図ることを目的とした制度改正等を求めることとしたい。

今日、行政の対応が後手に回った結果、国民に大きな損害を与えてしまうような事案が後を絶たない。言うまでもなく、消防防災行政の目的は、国民の生命や財産を守ることにある。一旦大災害が起こり、多くの命が失われてしまったから対策を講じても、失われた損失を取り戻すことはできない。災害や事故など事案が発生する前に対処するという姿勢が、こと消防防災の分野には必要である。

消防庁においては、関係機関との連携にも十分留意しながら、できるだけ速やかに関係法令の改正や予算措置を含む所要の措置を講じ、この答申の実現に努めるよう要望する。

注1：危険物事故データベースは、各消防機関が管内で発生した危険物事故の発生日時や事故概要等を専用端末から半年ごとに入力し、当該データを消防庁が管理しているもので、消防機関等が類似事故の検索や統計資料等として活用している。データベースへのアクセスは、事業所情報等も含まれていることから、現在、都道府県及び消防機関に限定しているところである。

注2：ここでいう部隊配備とは、市町村をまたがって部隊を移動させることを指し、移動後における当該緊急消防援助隊の部隊は、現行制度に従って受援市町村長の指揮の下に行動することとなる。

— 参考資料 —

・ 発生が懸念される主な大規模地震	… 1
・ 日本の主要な断層	… 2
・ 危険物施設における事故の傾向	… 3
・ 流出事故の原因の推移	… 4
・ 屋外タンク貯蔵所から大量の危険物が流出した事例	… 5
・ 地震による危険物施設の事故発生状況	… 6
・ 危険物施設における地震時の流出事故の現状	… 7
・ 危険物流出等の事故原因調査についての考え方	… 8
・ 危険物施設に係る事故調査制度 を導入することによる効果	… 9
・ 緊急消防援助隊の概要	… 10
・ 緊急消防援助隊登録部隊の推移	… 11
・ 緊急消防援助隊の出動事例	… 12
・ 緊急消防援助隊の出動スキーム	… 13
・ 被害市町村をまたぐ部隊移動の事例 (平成 16 年新潟・福島豪雨災害)	… 14
・ 被害市町村をまたぐ部隊移動の事例 (平成 16 年新潟県中越地震災害)	… 15
・ 緊急消防援助隊の機動力について	… 16
・ 関係規定集	… 17

— 参考資料 —

・ 発生が懸念される主な大規模地震	・・・ 1
・ 日本の主要な断層	・・・ 2
・ 危険物施設における事故の傾向	・・・ 3
・ 流出事故の原因の推移	・・・ 4
・ 屋外タンク貯蔵所から大量の危険物が流出した事例	・・・ 5
・ 地震による危険物施設の事故発生状況	・・・ 6
・ 危険物施設における地震時の流出事故の現状	・・・ 7
・ 危険物流出等の事故原因調査についての考え方	・・・ 8
・ 危険物施設に係る事故調査制度 を導入することによる効果	・・・ 9
・ 緊急消防援助隊の概要	・・・ 10
・ 緊急消防援助隊登録部隊の推移	・・・ 11
・ 緊急消防援助隊の出動事例	・・・ 12
・ 緊急消防援助隊の出動スキーム	・・・ 13
・ 被害市町村をまたぐ部隊移動の事例 (平成 16 年新潟・福島豪雨災害)	・・・ 14
・ 被害市町村をまたぐ部隊移動の事例 (平成 16 年新潟県中越地震災害)	・・・ 15
・ 緊急消防援助隊の機動力について	・・・ 16
・ 関係規定集	・・・ 17

発生が懸念される主な大規模地震

首都直下地震

M7クラスの南関東で発生する地震は
今後30年間で70%程度の確率で発生

<被害想定>

死者:約11,000人、全壊家屋:約85万棟、経済損失:約112兆円

東海地震

今後30年間でM8程度の地震が87%
(参考値)の確率で発生

<被害想定>

死者:約9,200人、全壊家屋:約26万棟、経済損失:約37兆円

東南海・南海地震

今世紀前半での発生が懸念

(今後30年間で東南海地震は60～70%程度、南海地震は50%程度の確率で発生)

<被害想定>

死者:約18,000人、
全壊家屋:約36万棟、
経済損失:約57兆円

注) 図中の線は、主要な98の断層を示したもので、日本には約2千の活断層があるとされ、活断層による地震はいつどこで起きてもおかしくないものとされている。

日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震

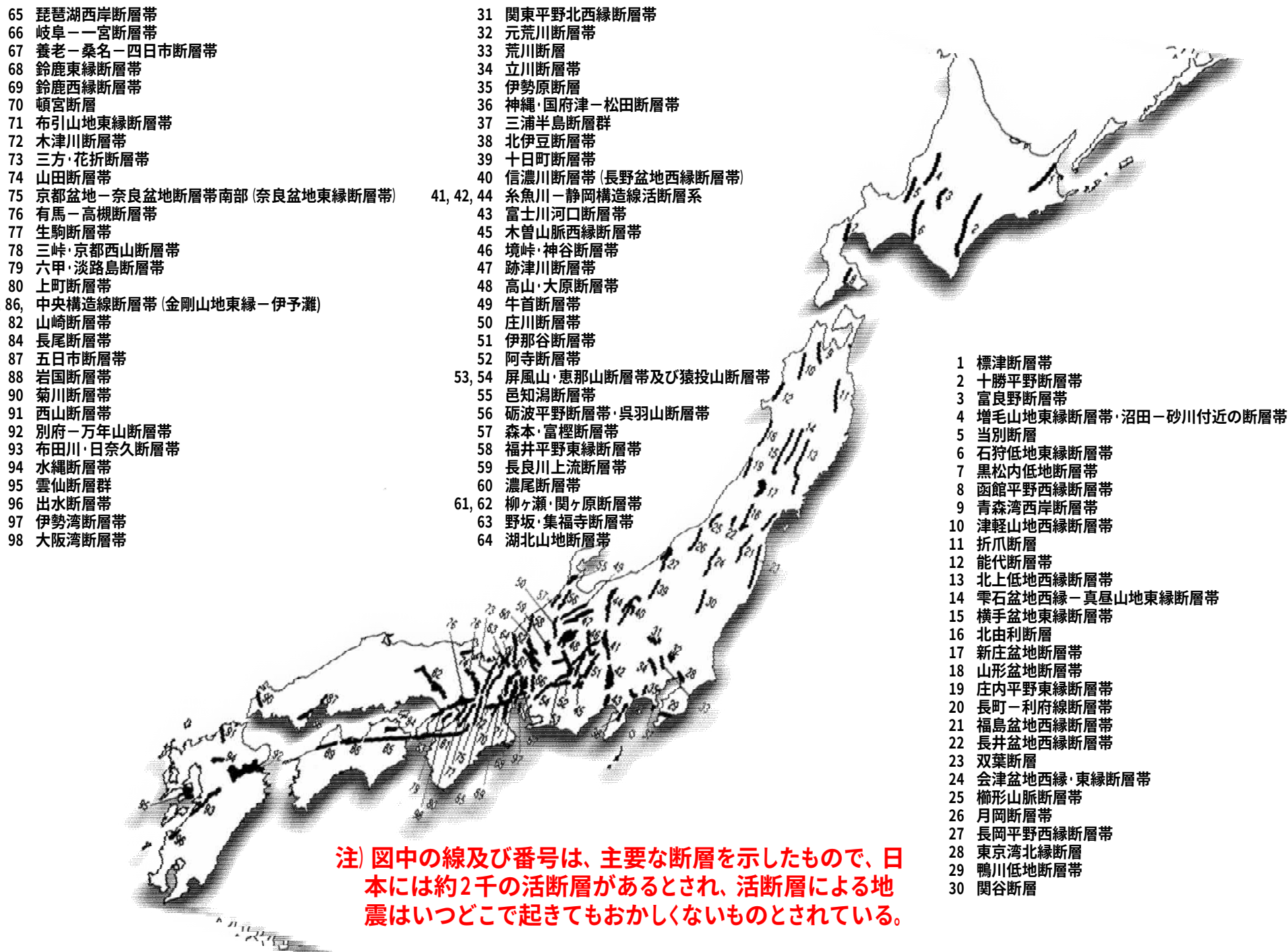
約40年間隔で発生する
宮城県沖地震(今後30年以内に99%の確率で発生)をはじめとして切迫性が指摘

確率論的地震動予測地図(基準日:2007年1月1日)

「地震調査研究推進本部地震調査委員会」等より作成

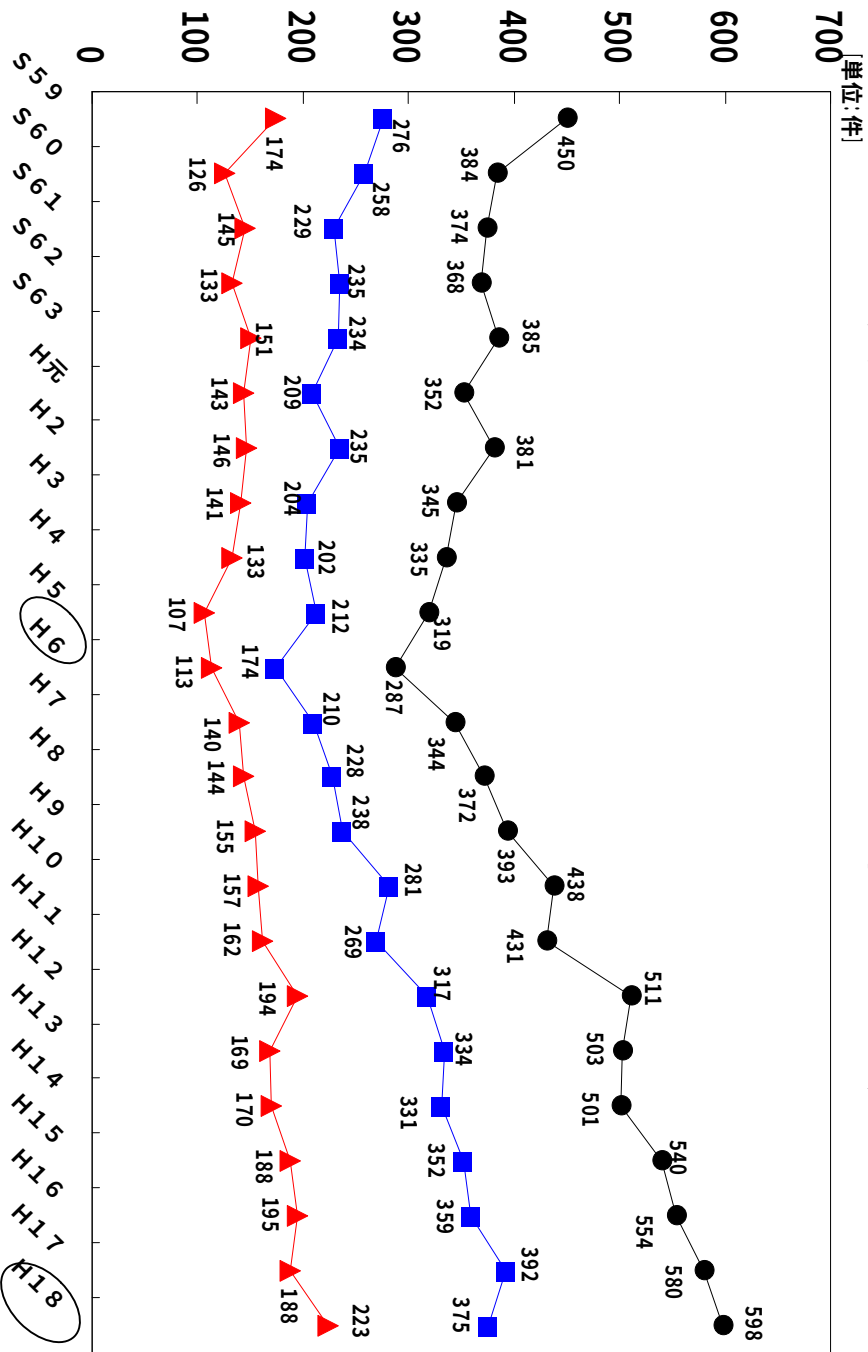
50 0 50 100 150 200km

日本の主要な断層

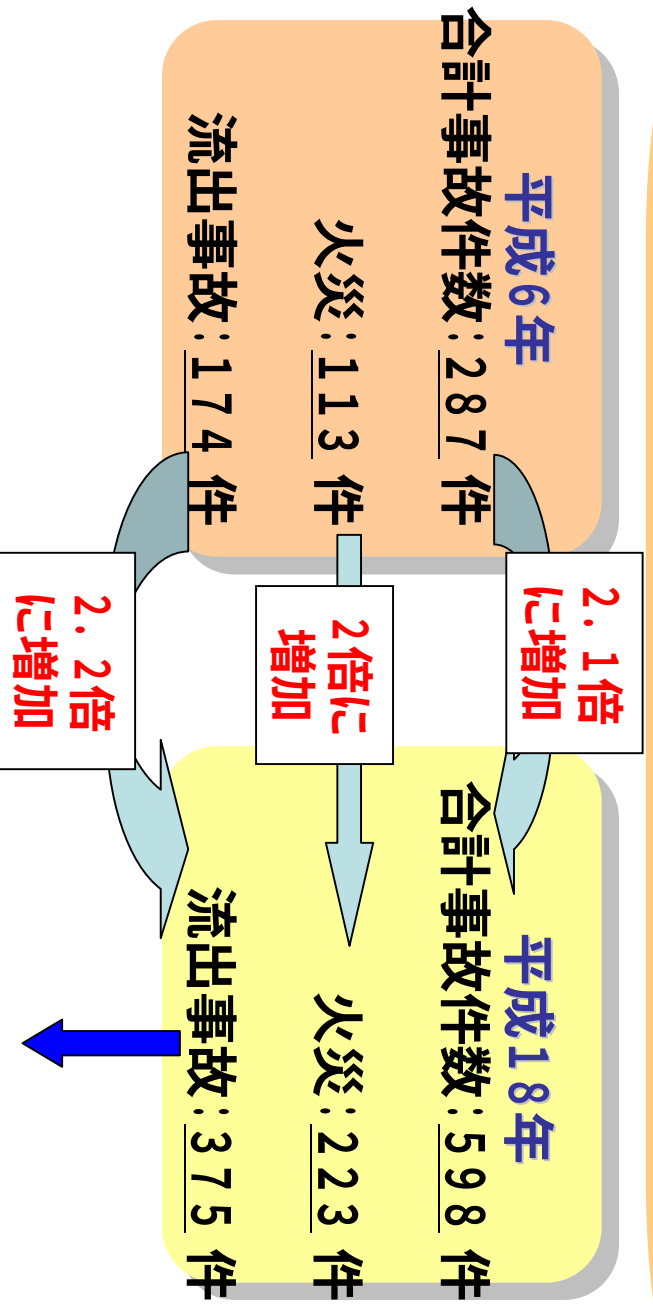


注) 図中の線及び番号は、主要な断層を示したもので、日本には約2千の活断層があるとされ、活断層による地震はいつどこで起きてもおかしくないものとされている。

危険物施設における事故の動向



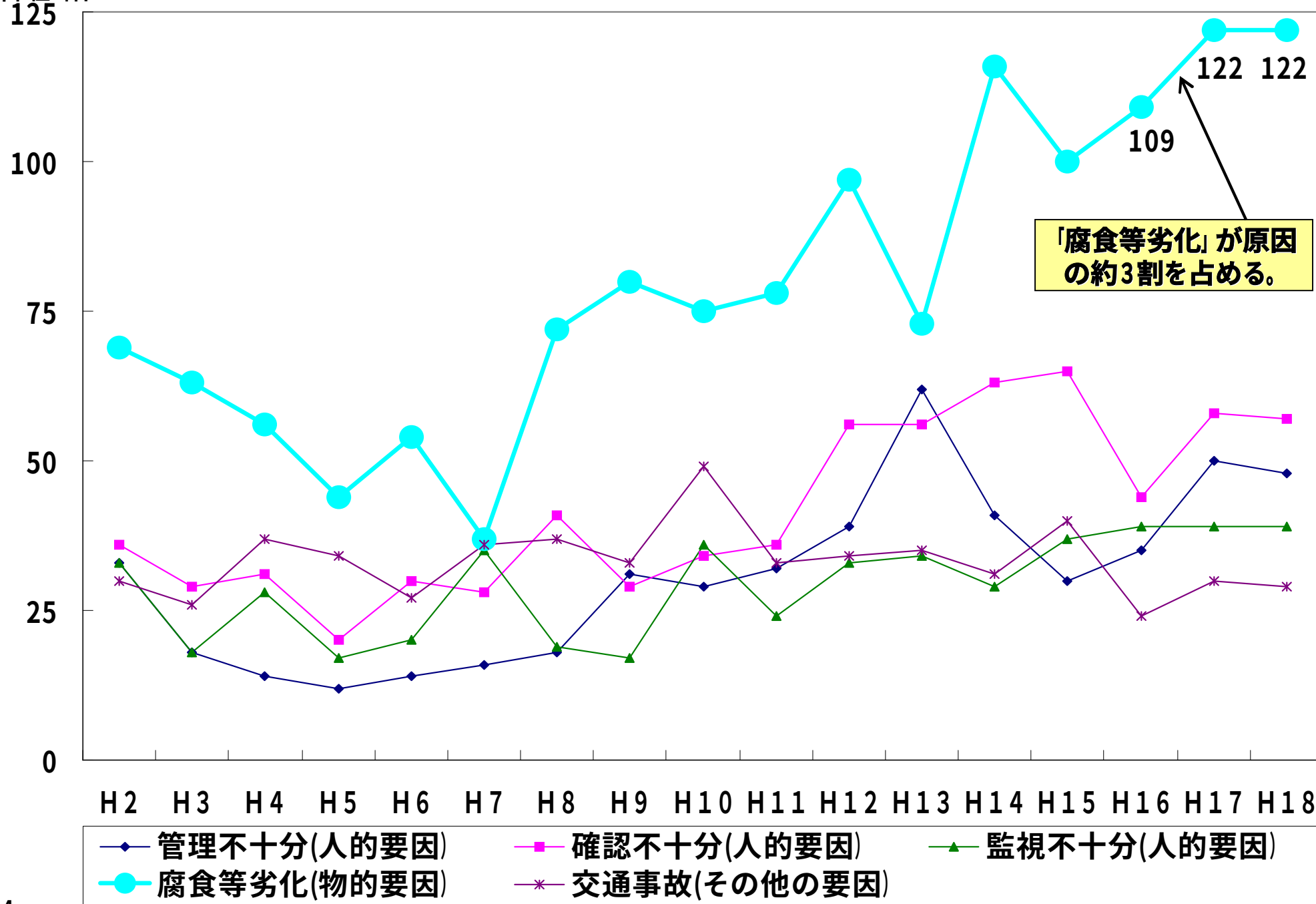
危険物施設における火災・流出事故件数の対比



特に、屋外タンク貯蔵所の流出事故は**3倍**、500KL以上の屋外タンク貯蔵所の流出事故は**6倍**に増加している。

流出事故の原因の推移

[単位: 件]



屋外タンク貯蔵所から大量の危険物が流出した事例

昭和49年12月三菱石油 (株) 水島製油所 (流出量42,888KL)

- ・不等沈下による底板の溶接部の破断
- ・貯蔵タンク破損に伴い防油堤の一部が損壊
- ・オイルフェンスを展開するが、広範囲にわたり瀬戸内海を汚染する。
- ・後に「石油コンビナート等災害防止法」が制定される。
- ・損害額500億円



昭和53年6月 東北石油 (株) 仙台製油所 (流出量68,160KL)

- ・昭和53年6月12日 宮城県沖地震発生 (M7.4)
- ・重油タンク2基、軽油タンク1基から危険物が流出
- ・排水溝をつたい仙台港に大量流出したためオイルフェンスを設置
- ・損害額4億2,750万円

地震による危険物施設の事故発生状況

日本海中部地震 (昭和58年)
青森県、秋田県を中心に被害
火災：1件、流出：26件
秋田市では、屋外タンク貯蔵所で
火災1件、流出事故5件が発生。

新潟県中越沖地震 (平成19年)
新潟県柏崎市を中心に被害
流出：7件、破損：62件
柏崎市内の危険物施設の約1割が
被害を受けた。

三陸はるか沖地震 (平成6年)
青森県を中心に被害
流出：21件
六ヶ所村のコンビナート地域は、
屋外タンク貯蔵所で流出事故が
14件発生し、当該地区の約15
%の屋外タンクが被害を受けた。

阪神・淡路大震災 (平成7年)
兵庫県を中心に甚大な被害
火災：5件、流出：112件、破損：1,055件



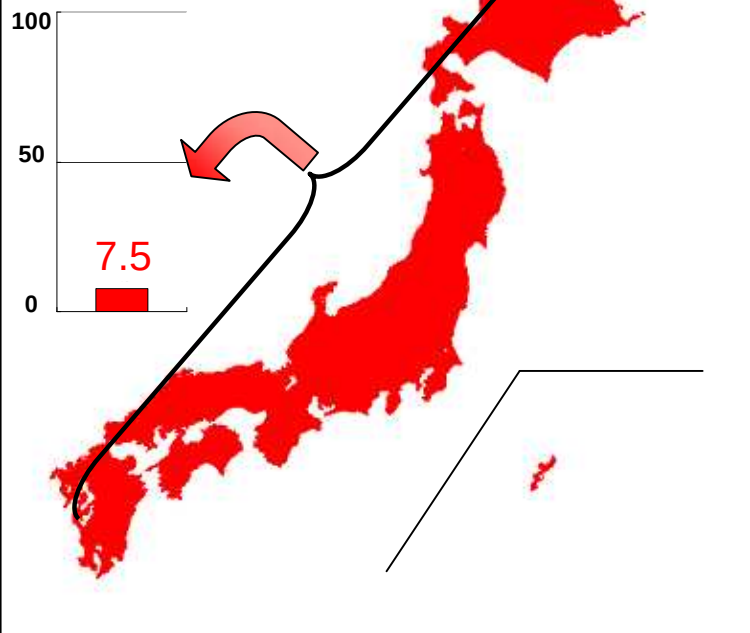
危険物施設における地震時の流出事故の現状

- 地震の度に、当該地区の危険物施設においては 流出等事故が多発しているところ。
- 過去においては、昭和53年宮城県沖地震 (M7.4) に伴う大規模流出事故 (流出量68,160KL) が発生している。

(例) 阪神・淡路大震災の流出事故の実態

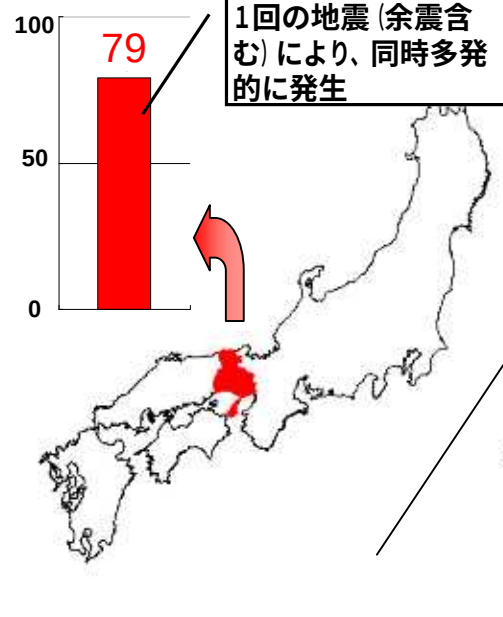
平成18年

1万施設あたりの
流出事故発生率



平成7年阪神・淡路大震災

1万施設あたりの
流出事故発生率



※兵庫県南部地震時の危険物施設1万施設あたりの流出事故発生率は、平成18年の流出事故発生率と比べ約10倍。今後、東海地震などの大地震の発生に備え、流出事故対策について準備が必要。

危険物流出等の事故原因調査についての考え方

現行制度の課題

- 屋外タンク等からの危険物流出等の事故が起こっても、その原因について質問したり資料提出を求めたりする権限がないため、事故原因の分析に必要な情報収集が困難

→原因調査結果を反映した技術基準の見直し、施設点検技術の向上等の確な地震対策を講じることにより、切迫する大規模地震発生時に、危険物施設に起因する災害を未然に防止する必要がある

危険物流出等の事故について原因調査を効果的・効率的に行うことができることとする

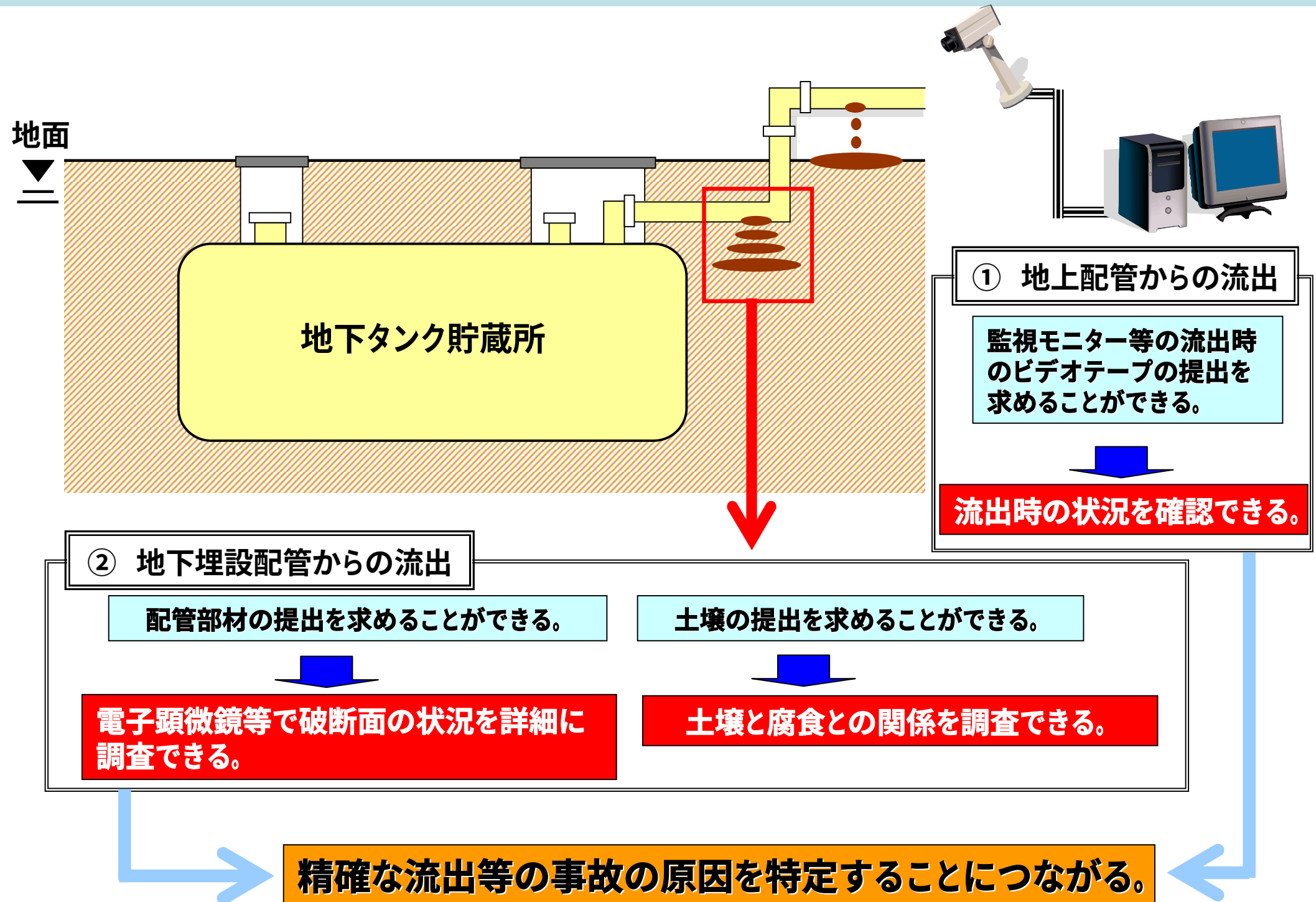
必要な措置等

- ・屋外タンク等からの危険物流出等の事故について、消防機関が原因調査を実施（事故関係者への質問、報告の求め、事故現場の立入調査など）
- ・消防機関等から求めがあった場合は、消防庁長官も調査を行うことができる

流出等の事故対策の充実

- ・大地震時の危険物施設の防災・減災
- ・類似事故の再発防止（未然防止）・危険物事故の減少

危険物施設に係る事故調査制度を導入することによる効果



緊急消防援助隊の概要

目的

地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保。

創設の経緯等

- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。
- 平成15年6月消防組織法の改正により法制化、平成16年4月から法制度上明確化のうえ発足。

概要

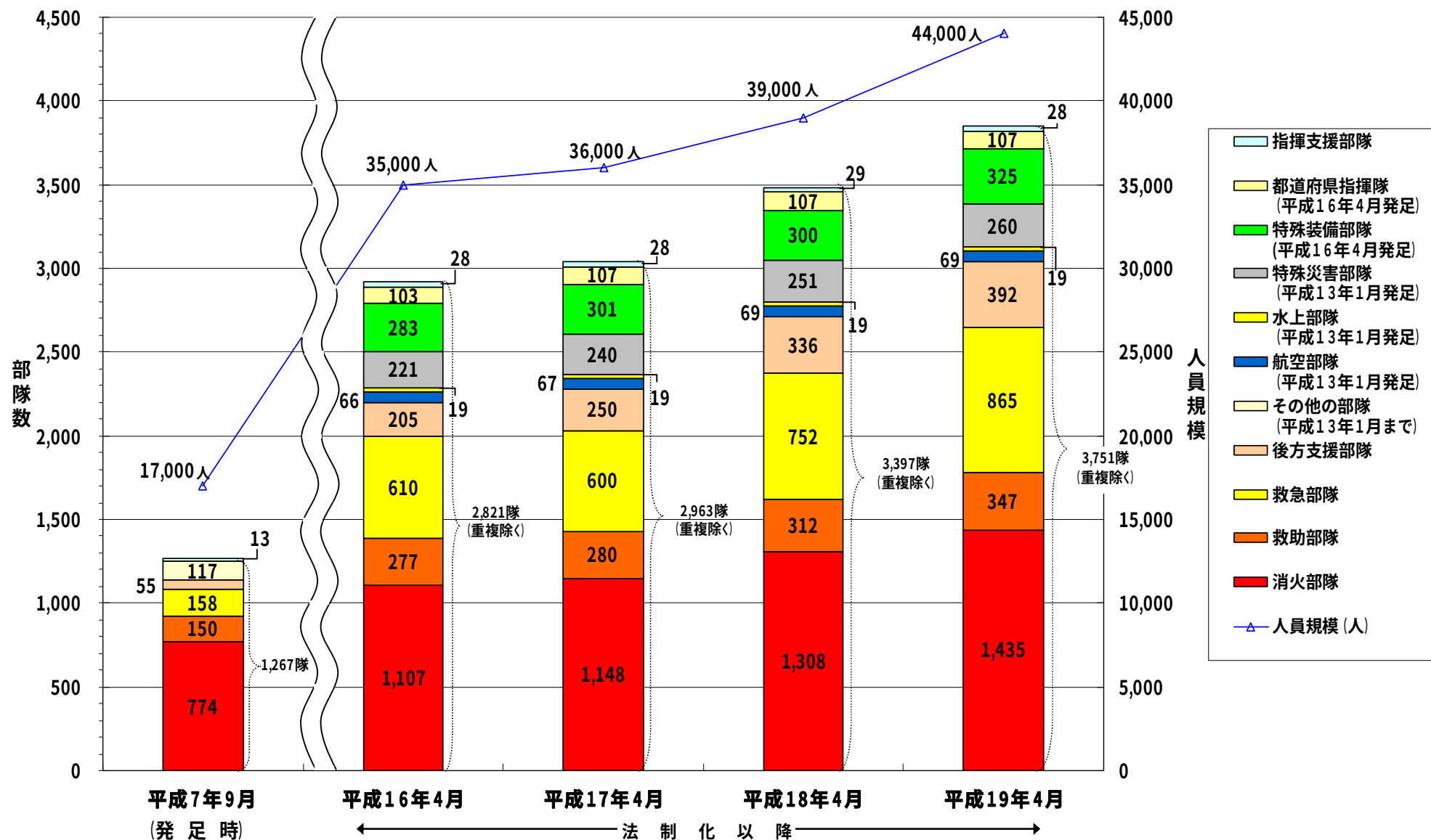
- 総務大臣が編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- 大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動。
- 平成19年4月現在、下記の10部隊で編成され、3,751隊(44,000人規模)が登録。

[部隊概要] (注:平成19年4月現在、重複を含む)

指揮支援部隊 (都道府県隊)	28隊		
都道府県隊指揮隊	107隊	救急部隊	865隊
消防部隊	1,435隊	後方支援部隊	392隊
救助部隊	347隊	航空部隊	69隊
		水上部隊	19隊
		特殊災害部隊	260隊
		特殊装備部隊	325隊

緊急消防援助隊登録部隊の推移

緊急消防援助隊登録部隊の推移



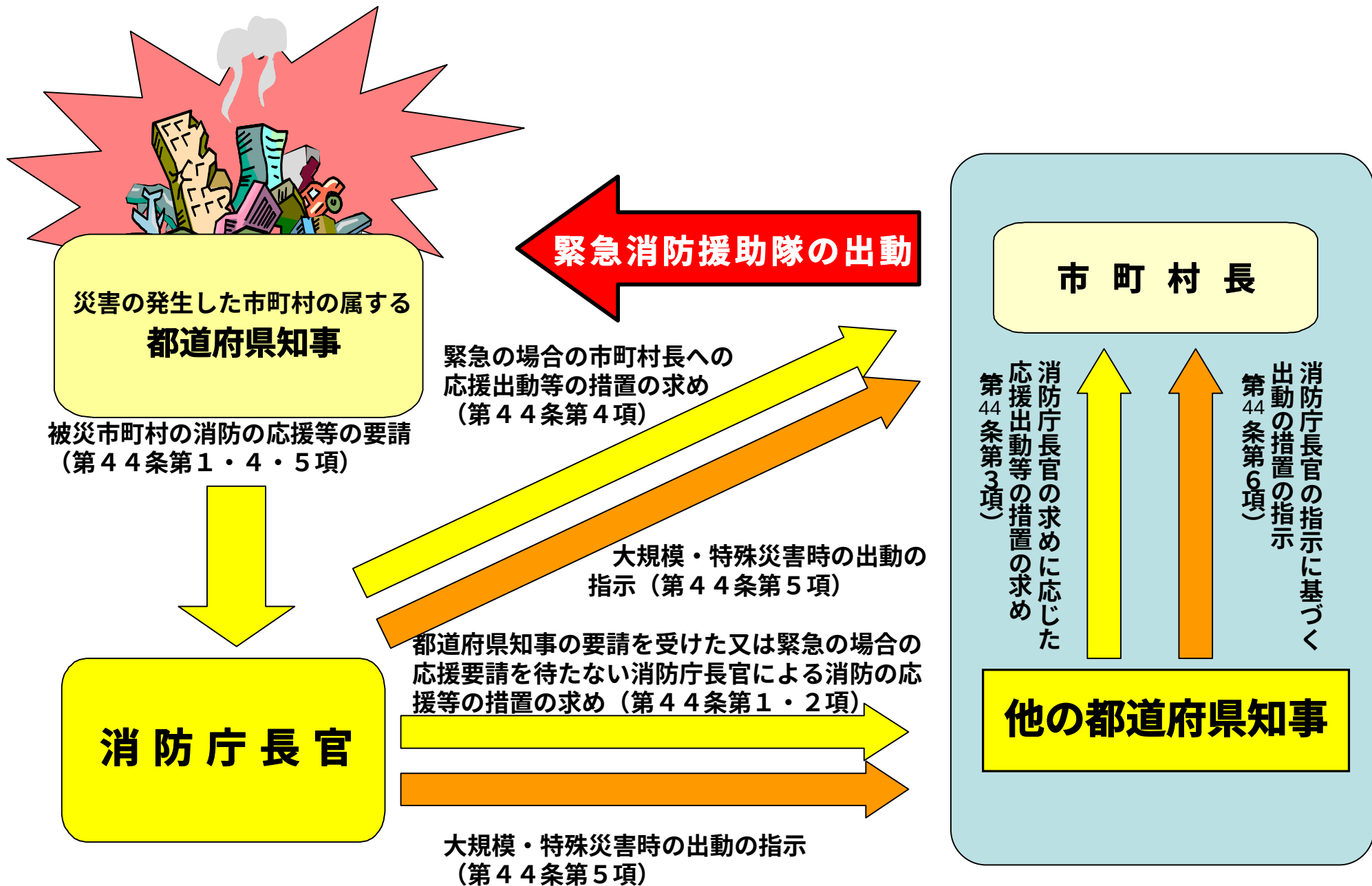
緊急消防援助隊の出動事例

- ① 蒲原沢土石流災害（平成8年12月6日）
- ② 岩手県内陸地震（平成10年9月3日）震度6弱
- ③ 有珠山噴火災害（平成12年3月31日）
- ④ 鳥取県西部地震（平成12年10月6日）震度6強
- ⑤ 芸予地震（平成13年3月24日）震度6弱
- ⑥ 宮城県北部地震（平成15年7月26日）震度6強、6弱
- ⑦ 三重県ごみ固形燃料発電所火災（平成15年8月14日）
- ⑧ 栃木県黒磯市ブリヂストン工場火災（平成15年9月8日）
- ⑨ 平成15年(2003年)十勝沖地震（平成15年9月26日）震度6弱
- ⑩ 出光興産北海道製油所原油貯蔵タンク火災（平成15年9月28日）

【平成16年4月1日法制化以降】

- ⑪ 平成16年7月新潟・福島豪雨（平成16年7月13日）
- ⑫ 平成16年7月福井豪雨（平成16年7月18日）
- ⑬ 平成16年台風23号（平成16年10月21日）
- ⑭ 平成16年新潟県中越地震（平成16年10月23日）震度7
- ⑮ 平成17年福岡県西方沖を震源とする地震災害（平成17年3月20日）震度6弱
- ⑯ 尼崎市において発生したJR西日本列車事故（平成17年4月25日）
- ⑰ 奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故（平成19年1月30日）
- ⑱ 平成19年能登半島地震（平成19年3月25日）震度6強
- ⑲ 三重県中部を震源とする地震（平成19年4月15日）震度5強
- ⑳ 平成19年新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）震度6強

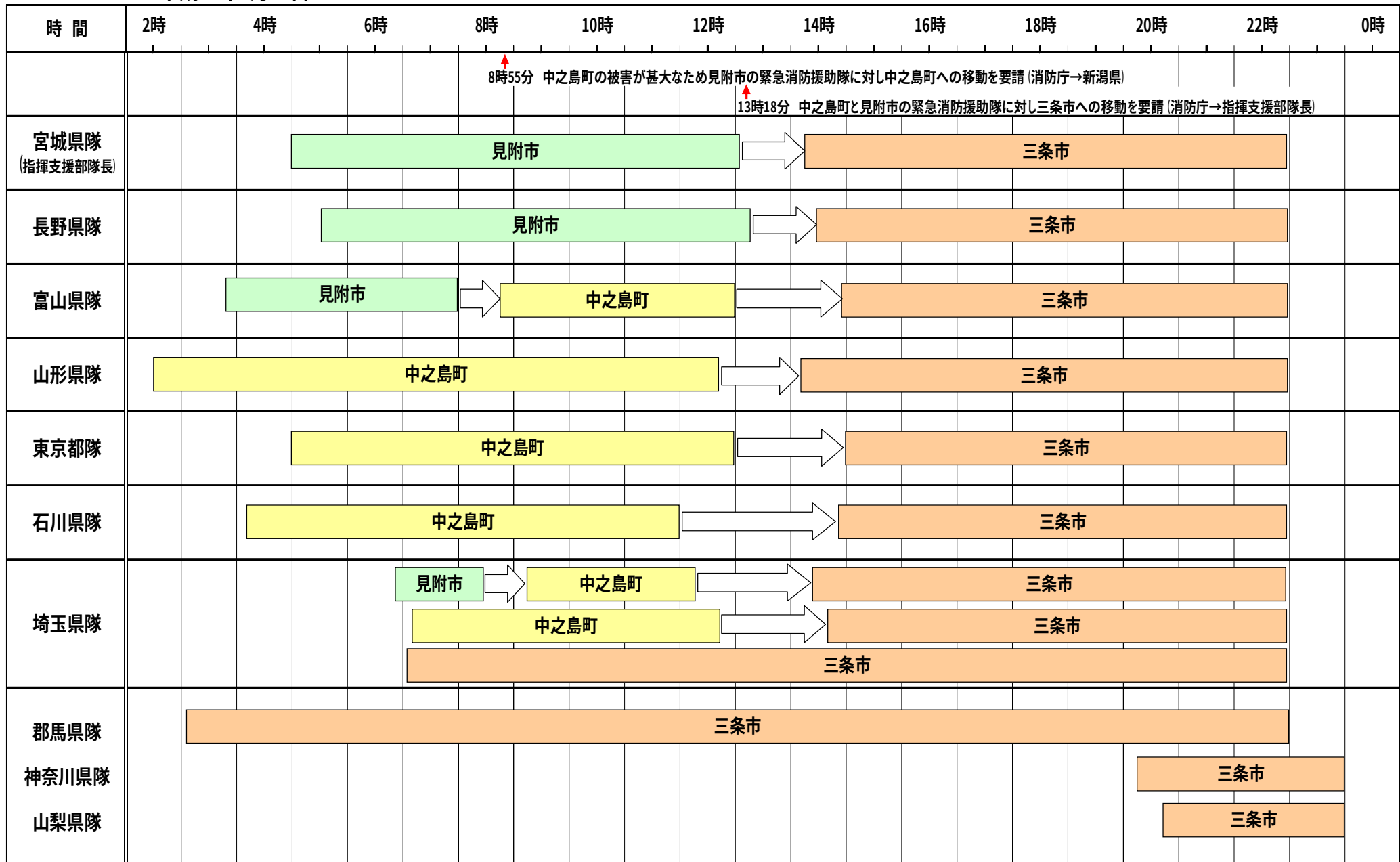
緊急消防援助隊の出動スキーム



() の条項は全て消防組織法

被災市町村をまたぐ部隊移動の事例 (平成16年新潟・福島豪雨災害)

平成16年7月14日



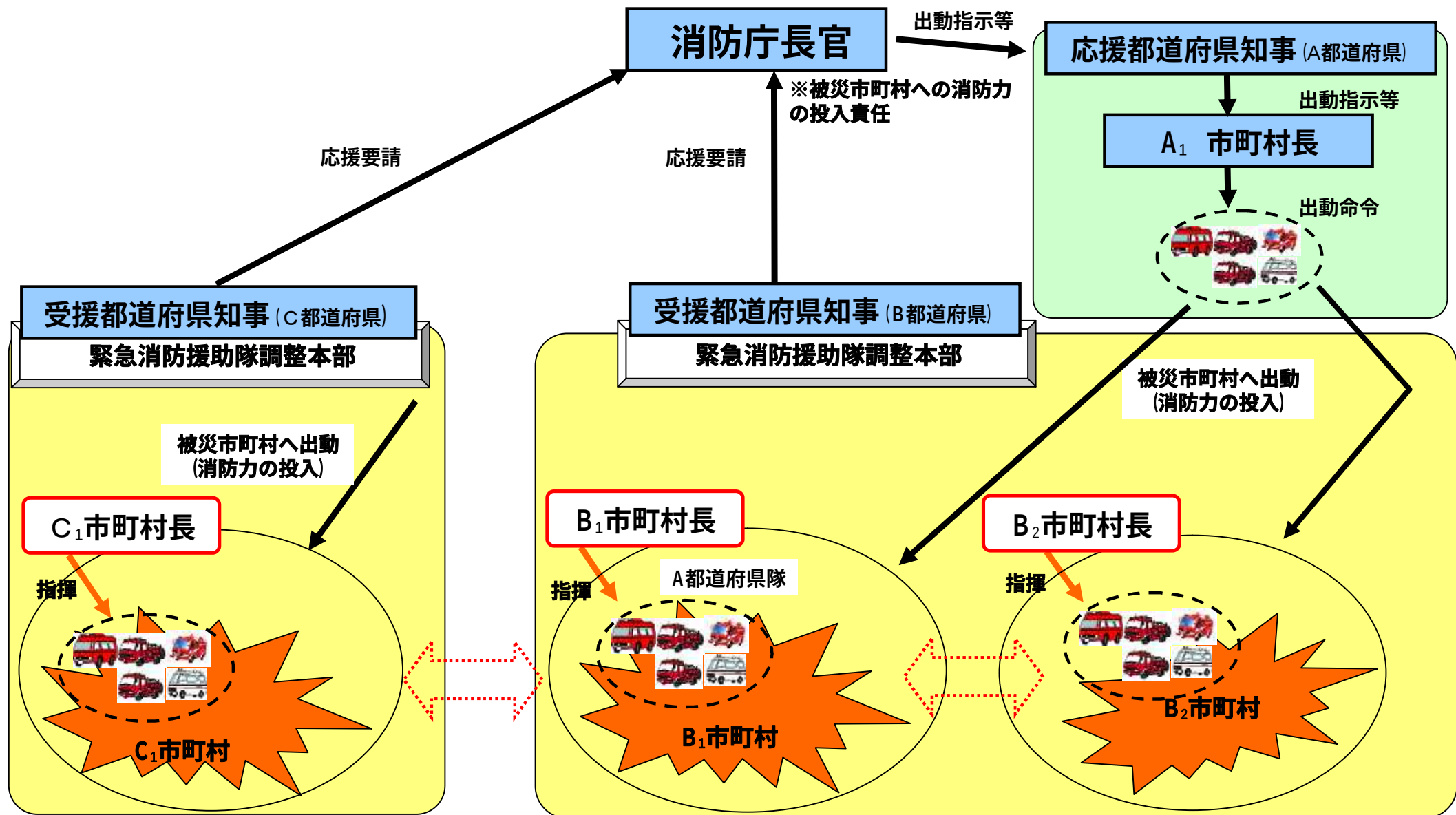
被災市町村をまたぐ部隊移動の事例 (平成16年新潟県中越地震災害)

平成16年10月24日～10月30日

日	24日 12:00	25日 12:00	26日 12:00	27日 12:00	28日 12:00	29日 12:00	30日 12:00
	山古志村孤立が判明	9時00分 山古志村全村民に避難指示	妙見堰の救助活動のため緊急消防援助隊に対し長岡市への移動を要請 (消防庁→指揮支援部隊長)				
宮城県隊 (指揮支援部隊長)	新潟県庁		小千谷市	長岡市妙見堰			
山形県隊	小千谷市	山古志村					
福島県隊	小千谷市	山古志村					
富山県隊	小千谷市	山古志村					
埼玉県隊	小千谷市	山古志村					
群馬県隊	小千谷市	山古志村					
石川県隊	長岡市	山古志村					
東京都隊	小千谷市	山古志村	小千谷市	長岡市妙見堰			
長野県隊	小千谷市	山古志村	小千谷市	長岡市妙見堰			
栃木県隊			小千谷市	長岡市妙見堰			
千葉県隊					長岡市妙見堰	小千谷市	

※長岡市妙見堰へは、転戦部隊に加え、新規部隊 (東京消防庁消防救助機動部隊及び茨城県隊) も出動

緊急消防援助隊の機動力について



消防力の投入後は相互応援の仕組みに沿って運用され、被災市町村においては市町村長が個別に指揮。緊急消防援助隊の部隊活動の総合的な調整については、運用上は都道府県緊急消防援助隊調整本部（本部長：知事等）が行っているが、これを目的とした法律上の仕組みはない。

関係規定集

○ 消防法（昭和23年法律第186号）

〔危険物の貯蔵・取扱いの制限等〕

第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

② （略）

③ 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

④ 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

〔製造所等の設置、変更等〕

第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣）

②～⑦ （略）

〔製造所等についての応急措置及びその通報並びに措置命令〕

第 1 6 条の 3 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

② 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報しなければならない。

③～⑥ （略）

〔質問、検査等〕

第 1 6 条の 5 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

②～③ （略）

〔火災の原因等の調査〕

第 3 1 条 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

〔関係のある者に対する質問、官公署に対する通報の要求〕

第 3 2 条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするため必要があるときは、関係のある者に対して質問をすることができる。

② 消防長又は消防署長は、前条の調査について、関係のある官公署に対し必要な事項の通報を求めることができる。

〔火災による被害財産の調査〕

第33条 消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

〔資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査〕

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入って、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

② 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第4条 （略）ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれ著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

② 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

③ 消防職員は、第1項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。

④ 消防職員は、第1項の規定により関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

〔都道府県知事の火災原因の調査〕

第35条の3 消防本部を置かない市町村の区域にあつては、当該区域を管轄する都道府県知事は、当該市町村長から求めがあつた場合及び特に必要があると認めた場合に限り、第31条又は第33条の規定による火災の原因の調査をすることができる。

② 第32条及び第34条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第34条第1項中「当該消防職員」とあるのは「当該都道府県の消防事務に従事する職員」と、第35条第1項中「消防長又は消防署長」とあるのは「市町村長のほか、都道府県知事」と読み替えるものとする。

〔消防庁長官の火災原因の調査〕

第35条の3の2 消防庁長官は、消防長又は前条第1項の規定に基づき火災の原因の調査をする都道府県知事から求めがあつた場合及び特に必要があると認めた場合限り、第31条又は第33条の規定による火災の原因の調査をすることができる。

- ② 第32条、第34条、第35条第1項及び第2項（勧告に係る部分を除く。）並びに第35条の2の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第34条第1項中「当該消防職員」とあるのは「消防庁の職員」と、第35条第1項中「消防長又は消防署長」とあるのは「消防本部を置く市町村の区域にあつては、消防長又は消防署長のほか、消防庁長官に、当該区域以外の区域であつて第35条の3第1項の規定により都道府県知事が火災の原因の調査を行う場合にあつては、市町村長及び都道府県知事のほか、消防庁長官に、当該区域以外の区域であつて同項の規定にかかわらず都道府県知事が火災の原因の調査を行わない場合にあつては、市町村長のほか、消防庁長官」と読み替えるものとする。

○ 消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）

（市町村の消防に関する責任）

第６条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

（市町村の消防の相互の応援）

第３９条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

２ 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

（非常事態における都道府県知事の指示）

第４３条 都道府県知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、前条第２項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

（非常事態における消防庁長官等の措置要求等）

第４４条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下この条において「災害発生市町村」という。）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

２ 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

３ 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防

機関（第9条に規定する機関をいう。以下同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

- 4 消防庁長官は、第1項又は第2項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第1項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第2項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 5 消防庁長官は、第1項、第2項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、次条第1項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第1項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。
- 7 （略）

（緊急消防援助隊）

第45条 緊急消防援助隊とは、前条第1項、第2項若しくは第4項の規定による求めに応じ、又は同条第5項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。

- 2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表

するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 (略)

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第2項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第47条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。